

科学技術イノベーション創出に向けた
大学フェローシップ創設事業

公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和2年12月

<公募要領目次>

I. 本事業の概要等	2
1. 事業の背景・目的	2
2. 事業の概要	2
II. 公募の概要	3
1. 対象機関	3
2. 支援対象となる取組	3
3. 申請対象となる分野	4
4. 補助事業期間	4
5. 選定予定件数・人数	5
6. 補助の内容	5
III. フェローシップの支給	7
1. フェローシップの概要	7
2. フェローシップ支給に関する学内規程	7
3. フェローシップ支給対象学生の要件	7
4. フェローシップ支給対象学生の審査	8
5. フェローシップ支給に係る管理等	8
IV. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組	9
1. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組の概要	9
2. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組例	9
V. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組	10
1. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組の概要	10
2. 博士後期課程修了後のポストの具体的な目標例	10
3. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続のための取組例	10
VI. 補助対象となる経費の範囲	11
VII. 審査・申請	12
1. 審査方法	12
2. 申請方法	12
VIII. 取組の実施	14
IX. 留意事項	14
X. 問合せ先	24
XI. スケジュール（予定）	24
別表	25

I. 本事業の概要等

1. 事業の背景・目的

論文の筆頭著者の約2割を占める博士後期課程学生は、先端研究の現場の重要な担い手であるとともに、次代の科学技術・イノベーションを担う貴重な存在です。今後、高度人材の獲得競争が激化する中で、修士課程から博士後期課程に進学する優秀な人材の確保が不可欠です。

しかし、近年、博士後期課程における経済的な不安と研究者としての将来のキャリアパスが不透明であることが相まって、我が国では、博士後期課程に進学する学生が減少し、博士号取得者数も、主要国の中で唯一減少傾向にあります。

また、優秀な学生が研究の世界に失望し、研究者を志望しないとの厳しい指摘も多く、我が国の将来の科学技術イノベーションの空洞化が強く懸念されております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による博士号取得の遅れや研究環境、経済状況の悪化により、博士後期課程学生の状況はさらに深刻化されることが見込まれるところ、この危機的状況を打開するためには、博士後期課程学生への支援の在り方を根本から変えていく必要があります。大学のシステム改革と連動した対策が急務です。

このような背景を踏まえ、修士課程から博士後期課程に進学する優秀な人材の確保を図るため、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの支援を、全学的な戦略の下で一体として実施する大学への支援を実施します。

2. 事業の概要

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業（以下、「本事業」という。）」では、研究に対する意欲を有し、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出の重要な担い手となる博士後期課程進学者に対し、研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）と研究費からなるフェローシップの支給と、博士後期課程修了後に安定的で研究に専念できる環境を提供できるポスト確保に取り組む大学に対し、補助金を支援します。なお、令和2年度は、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設準備事業（以下、「準備事業」という。）」として、上記取組を実施するための準備を行う大学に対し、補助金を支援します。

大学は、申請に当たり、フェローシップ支給やフェローシップ支給対象学生の審査等に係る学内規程を整備する必要があります。

そのうえで、将来に向けて研究活動の強化を図る分野を明らかにした戦略的な支援対象を設定し、育成を目指す人材像と修了後の活躍の姿を意識した具体的な支援計画（目標）を策定し、補助金の支援に係る申請書を文部科学省に提出します。

文部科学省は、外部有識者で構成された委員会による審査に基づき、支援対象となる大学を決定します。そのうえで、文部科学省は支援対象となる大学に対し、フェローシップに係る費用、キャリアパス支援の実施や事業体制に伴う事務経費を支援します。

なお、準備事業・本事業の実施は、令和2年度補正予算及び令和3年度予算が成立することを前提とします。予算の状況等によっては、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

Ⅱ. 公募の概要

1. 対象機関

(1) 対象機関の要件

支援対象となる機関は、以下の要件を満たすものに限ります。

- ・大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
ただし、学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。
※複数の大学が共同で申請することはできません。

(留意事項)

申請の要件ではありませんが、支援対象機関となる「大学」は、博士後期課程学生の研究力向上・キャリアパス支援や博士後期課程修了後のポスト確保・接続に向けて関係機関（大学、研究機関、企業等）との連携体制を構築してください。

(2) 申請者

上記対象機関の長

2. 支援対象となる取組

博士後期課程学生が研究に専念できるよう、研究専念支援金（生活費相当額）と研究費からなるフェローシップの支給とキャリアパス支援へ向けた取組を、全学的な戦略の下で、一体として実施する取組を本事業の支援対象とします。なお、補助事業期間終了後に、優秀な博士後期課程学生の研究力向上に資する取組としての質が下がることがないように留意してください。

実施が求められる具体的な取組は、以下のとおりです。

- ・フェローシップの支給に係る取組
- ・研究力向上とキャリアパス支援の実施に係る取組
- ・博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組
- ・本事業実施のための組織体制の構築

3. 申請対象となる分野

以下の2タイプより選択してください。なお、分野指定型を選択する場合は、分野も選択してください。

ボトムアップ型：大学の強みや地域の強み等を活用したイノベーションの創出等が見込まれる人文・社会科学を含む幅広い分野

分野指定型：以下3つの分野

○情報・AI

○量子

○マテリアル

※他の研究領域と関連させた形での申請も可能とします。

※複数申請について

1 大学につき、最大でボトムアップ型1件と分野指定型の各分野1件、合計4件までの申請を認めます。

ボトムアップ型	分野指定型		
1件	情報・AI	量子	マテリアル
	1件	1件	1件

4. 補助事業期間

補助事業期間は準備事業が令和2年度（補助対象となる取組は令和3年3月実施のもの）、本事業が令和3年度から令和9年度までとします。なお、令和8年度以降のフェローシップについては継続分のみ支援します。各機関は、補助事業期間終了後は自立的運営を確立することが前提となります。

ただし、国の財政状況等に鑑み、7年1か月間（8年度間）の事業計画を必ずしも保障するものではないこと、及び補助事業期間中に財源が変更される可能性があることに留意してください。また、令和6年度に個別の事業実施状況について、中間評価を行います。この評価において、事業の変更・改善が必要な事由が生じた場合には、必要な事項について、文部科学省外部に設置した委員会の承認を得て、事業計画の変更を認めることとします。なお、中間評価において、実施機関の取組状況が著しく妥当性を欠き、本事業の適切な執行が困難な場合は、取組の改善を求めることや、補助金の減額、事業の中止などの見直しを行うことがあります。

なお、補助金の交付決定は国の会計年度ごとに行われます。準備事業及び本事業の各事業計画に基づき、その経費については各会計年度ごとに区別して使用できるよう留意してください。

5. 選定予定件数・人数

準備事業及び本事業での選定予定件数として、ボトムアップ型・分野指定型を合わせて55件程度を予定しています。ただし、複数申請を認めているため、1つの大学が複数件選定される可能性があります。

本事業によるボトムアップ型・分野指定型を合わせた全体の支援人数は、年間1,000人程度を予定しています。

6. 補助の内容

準備事業及び本事業の実施に必要な経費について、文部科学省から選定機関に対して補助金を交付します。補助金は、①研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）と研究費からなるフェローシップ、②研究力向上・キャリアパス支援の実施等に伴う経費（事務経費）からなります。

(1) フェローシップ

本事業のフェローシップは支給対象学生1人当たり年間200～250万円を3年間支給するものとします。

(2) 事務経費

各事業の事務経費の補助上限額は以下のとおりです。

令和2年度準備事業 : 10,000千円/選定件数1件当たり

令和3年度以降本事業 : 18,000千円/選定件数1件当たり※

※本事業の事務経費については、選定件数・支給学生数により変動します。詳細は次ページの表も参照してください。

選定件数が複数の場合の補助上限額は以下のとおりとします。

1件 : 18,000千円

2件 : 35,000千円

3件 : 50,000千円

4件 : 55,000千円

ただし、事務経費は、複数件選定された場合でも、支給学生数の総数により、以下の補助上限額となります。

1 大学での支給学生数が全選定合計で1学年につき12名以下 : 12,000千円

1 大学での支給学生数が全選定合計で1学年につき30名以下 : 18,000千円

1 大学での支給学生数が全選定合計で1学年につき50名以下 : 35,000千円

1 大学での支給学生数が全選定合計で1学年につき70名以下 : 50,000千円

(3) 補助率

各事業の補助率は以下のとおりです。

令和2年度準備事業：定額補助

令和3年度本事業：2/3

ただし、補助金については、財政事情・中間評価の結果等により、減額する場合があります。

(表) 選定件数・支給学生数により変動する事務経費補助上限額一覧

選定件数 支給学生数	1	2	3	4
6~12人	1,200	1,200		
13~20人	1,800	1,800	1,800	
21~30人	1,800	1,800	1,800	1,800
31~40人	1,800	3,500	3,500	3,500
41~50人		3,500	3,500	3,500
51~60人		3,500	5,000	5,000
61~70人		3,500	5,000	5,000
71~80人		3,500	5,000	5,500
81~90人			5,000	5,500
91~100人			5,000	5,500
101~110人			5,000	5,500
111~120人			5,000	5,500
121~130人				5,500
131~140人				5,500
140~150人				5,500
151~160人				5,500

人数は1学年当たりの合計人数。金額の単位は万円。

Ⅲ. フェローシップの支給

1. フェローシップの概要

博士後期課程学生が研究に専念できるよう、研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）と研究費からなるフェローシップを学生に支給してください。

フェローシップ支給額 : 1人当たり 200～250万円/年間

フェローシップ支給対象学生数の下限 : 1件につき 6名/学年

フェローシップ支給対象学生数の上限 : 1件につき 40名/学年

※フェローシップ支給に関する大学の自己負担部分（支援対象額の1/3）の財源については、研究活動を支援するというフェローシップの趣旨に反しないものであれば、本事業以外の外部資金等を活用することも可能です。

2. フェローシップ支給に関する学内規程

フェローシップ支給に関して、支給要件、支給額、審査手続き等を定める学内規程を整備してください。また、本事業が博士後期課程学生の研究力向上という趣旨を持つことに鑑み、研究活動に関して支給対象学生が果たすべき義務を記載するとともに、その義務の履行状況に対する大学の確認方法等も学内規程に盛り込んでください。

3. フェローシップ支給対象学生の要件

令和3年度のフェローシップ支給対象学生は、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する、以下の要件を満たす者とします。

- ・ 令和3年4月1日現在、大学院博士課程に在籍し、次のいずれかに該当する者（ただし、社会人の入学者（学校基本調査における「博士課程入学者」のうち「社会人」として扱われている者）は除きます。）
 - ①区分制の博士課程後期第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者
 - ②一貫制の博士課程第3年次相当（在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者
 - ③後期3年の課程のみの博士課程第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者
 - ④医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次相当（在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満）に在学する者
- ・ 令和3年4月1日現在、30歳未満（臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては33歳未満）であること。なお、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について各大学において配慮することを可能とします。

- ・ 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。

4. フェローシップ支給対象学生の審査

本事業による支援を希望する大学は、学内規程に則り、フェローシップ支給対象となる学生を公正に審査してください。

5. フェローシップ支給に係る管理等

学生へのフェローシップ支給については、支給時期や方法等含め、学内規程等に則り、適切な管理を実施してください。

※フェローシップのうち、研究専念支援金（生活費相当分）の支給時期については、一月毎または二月毎を目安としてください。

※研究専念支援金（生活費相当分）は課税の対象となりますので、大学として適切に対応ください。

※フェローシップのうち、研究費については、用途を毎年度確認しますので、機関の会計規定等に基づき適切に管理してください。

IV. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組

1. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組の概要

フェローシップ支給対象学生の研究力を向上させ、博士後期課程修了後のキャリアパス支援に資する取組を実施するようにしてください。

2. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組例

(1) 研究力向上に向けた取組例

フェローシップ支給対象学生の研究力向上のため、例えば以下のような取組を実施するようにしてください。

- ・メンターによる研究等支援体制の構築
- ・関係機関との共同プログラムの実施
- ・関係機関との共同研究
- ・英文論文作成等のワークショップ

上記以外にも研究力向上に向けた取組を実施するようにしてください。

(2) 学生のキャリアパス支援のための取組例

博士後期課程修了後に、アカデミアはもとより民間企業等でも活躍できる人材が戦略的に育成されるように、例えば以下のような取組を実施するようにしてください。

- ・メンターによるキャリアパス支援体制の構築
- ・企業での研究インターンシップ
- ・外部関係者を招いたワークショップ
- ・企業関係者等外部の関係者を招いた研究発表会

上記以外にもフェローシップ支給対象学生のキャリアパス支援のための取組を実施するようにしてください。

V. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組

1. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組の概要

博士後期課程修了後のポストについて、具体的な目標を定め、自大学におけるポストの確保や、企業・関係機関等との連携を通じた外部のポストへの接続に向けた取組を実施するようにしてください。

2. 博士後期課程修了後のポストの具体的な目標例

博士後期課程修了後のポストについて、例えば以下のような具体的な目標を定めるようにしてください。

	機 関	人 数	具体的な業種・機関名・職名(自大学ポストの場合のみ)
	自大学のポスト	〇〇人程度	育成助教
外 部 の ポ ス ト	アカデミア	〇〇人程度	他大学（A大学、B大学） 公的研究機関（A機関、B機関）
	民間企業等	〇〇人程度	コンソーシアム参画企業（A社、B社等） 〇〇業（A社、B社等）
	その他	〇〇人程度	起業

3. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続のための取組例

博士後期課程修了後のポストの確保・接続のため、例えば以下のような取組を実施するようにしてください。

- ・研究に専念できるような自大学の育成ポスト（任期2～3年で、若手研究者の育成を行う「育成助教」等の制度）の確保
- ・企業、関係機関等との連携を通じたキャリア支援（インターンシップ、企業関係者との交流会）
- ・大学と企業とのコンソーシアム形成を通じたポストへの接続

VI. 補助対象となる経費の範囲

補助対象となる経費の具体的な例は、以下に示すとおりです。

①フェローシップに関する経費

- 学生に支給するフェローシップ（200～250万円）
 - ・研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）
 - ・学生が研究を実施するために必要な研究費
- フェローシップ支給対象学生を審査するための委員会開催に伴う経費
 - ・委員の謝金
 - ・委員の委員会出席に伴う旅費
 - ・審査委員会をオンライン開催するための経費（機材購入等）

②研究力向上・キャリアパス支援の実施に必要な経費

- ・ワークショップ開催のための講師派遣に伴う旅費・謝金
- ・研究発表会開催のための場所の賃借料、外部関係者招へいに伴う旅費・謝金
- ・企業等によるインターンシップに学生を派遣するための経費

③本事業実施のための組織体制の構築

本事業を実施するための組織体制を構築し、そのための人件費を措置できるものとする。以下は組織構成の例

- ・本事業を統括する実施責任者（特任教授等）
- ・学生の研究をサポートし、企業等との連携をコーディネートするURA等
- ・学生の研究力向上のための支援を実施するメンター等
- ・本制度運用に必要となる物品の購入費用

なお、令和2年度の準備事業における補助対象となる経費は以下に示すとおりです。

令和2年度の補助対象となる経費

- フェローシップ支給対象学生を審査するための委員会開催に伴う経費
 - ・委員の謝金
 - ・委員の委員会出席に伴う旅費
 - ・審査委員会をオンライン開催するための経費（機材購入等）
- 本制度運用に必要となる組織整備に伴う費用
 - ・学生の研究力向上のための支援を実施するURAや事務職員等を雇用するための費用（人件費）
 - ・本制度運用に必要となる物品の購入費用

※令和2年度の準備事業は、学生に支給するフェローシップは補助対象外です。

※準備事業の実施は、令和2年度3月に限られますのでご注意ください。

上記補助対象経費において使用できる経費の種類は、原則として別表(P.25)に示すものとします。なお、以下に示す経費は補助対象となりません。

- ・研究者の雇用経費（各実施機関において運営・実施業務を担当する業務担当職員や補助者の雇用経費を除く）
- ・施設の建設や改修に係る経費

VII. 審査・申請

1. 審査方法

(1) 審査の手順

本事業の選定機関は、文部科学省内に設置した審査委員会における審査結果を踏まえて、文部科学省が決定します。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行います。審査の過程で追加の資料を求めることがあります。

なお、選定決定後、4月以降に、文部科学省外部に設置した委員会において、追加の面接を実施し、取組に対してのコメントを付す予定です。この面接等が選定結果に影響を及ぼすことはありません。

(2) 審査の方針

審査方法や審査の観点の詳細については、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業審査要領」を参照してください。申請書類の作成に当たっては、例えば以下の点に留意してください。

- ・フェローシップを支給するに当たり、学生の選抜が厳正に実施されているか、数字を示しつつ、記載してください。
- ・学生が修了後にどのようなポストに就くのかを踏まえたうえで、ポスト確保と研究力向上・キャリアパス支援に向けた取組を一体的に記載してください。
- ・修了後のポストについて、申請時点での計画を具体的に記載してください。
- ・本事業の実施体制を具体的に記載してください。

2. 申請方法

本事業への申請は以下の方法により行ってください。

(1) 申請書類

別添の「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の申請書の総括表・様式1～4に記入して提出してください。併せてフェローシップ支給に係る学内規程の案も提出してください。

なお、複数分野に申請を行う場合は、以下のように申請書を作成してください。

様式1、2 : 申請分野ごとに個別に作成ください。

総括票、様式3、4 : 申請分野ごとに作成いただく必要はありません。

(2) 申請期間

令和2年12月25日(金)～令和3年1月29日(金)

(3) 提出方法

申請書類は、PDF形式へ変換※のうえ、電子メールで提出してください。郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合はご相

談ください。電子メールでの提出が困難な場合等、必要に応じて後日申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は申請機関において保管してください。

※エクセルの「総括票」は、PDFには変換せず、そのままお送りください。

(留意事項)

- ・送信メールの件名は「【フェロシップ事業】申請機関名」としてください。
- ・添付ファイル名には「申請機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信してください。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下でお願いします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対してメールで返信します。メール送付から2日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。

(4) 提出先

E-Mail : fellowship@mext.go.jp（「@」は半角にしてください。）

(5) その他

申請を行う場合は、下記の点に留意してください。

- ・用紙サイズはA4、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った大学について、一定期間本事業への参加を制限します。（他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合があります。）
- ・公平・公正な公募となるよう、公募期間中の問合せ及び相談等については、ウェブサイト等を通じて等しく周知します。
- ・選定・不選定に関わらず、選定結果を申請者に対して通知します。選定された機関に対しては、別途、補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・選定された機関については、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。

VIII. 取組の実施

選定された取組の実施機関は、準備事業及び本事業実施前に、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。これらの計画書等については、調整の結果、修正を求めることがあります。

補助金の交付等については、別に定める「科学技術人材育成費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領（以下、「取扱要領」という。）」に基づき行います。なお、交付要綱と取扱要領は、令和3年度予算案の国会提出後に行う改正版のものに従うこととします。

実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、補助金を交付されている期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。（令和3年度以降、提出先が変更になる可能性があります。）

また、補助事業期間中の取組の実施状況について、文部科学省及び外部有識者等が、現地調査の実施等により進捗を把握します。

実施機関は、取組実施4年度目（令和6年度）及び取組終了時（9年度目（令和11年度））に、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、別途文部科学省が指定する機関を通じて文部科学省に提出してください。

成果報告書等に基づき、取組実施4年度目に中間評価、取組終了年度の翌年度（10年度目）に事後評価を実施します。評価は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行うこととします。なお、中間評価の結果によっては、文部科学省より、機関に対して改善策の提出を求めることや、補助金の減額、事業の中止等の見直しを行うことがあります。

なお、補助金の交付決定は1年ごとに行い、これに伴う額の確定、戻入、精算等の経理手続きも国の会計年度ごとに行います。経費の積算や使用を行う際は、事業実施期間に関わらず、会計年度に従った厳密な管理ができるよう留意してください。

IX. 留意事項

（1）事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「交付要綱」及び「取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本補助金の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により、購入されたものであることを踏まえ、補助の機関内のみならず、補助の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようしてください。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成26年2月18日改正) ※の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。)

このため、下記のウェブサイトの様式に基づいて、令和3年1月29日(金)までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記の文部科学省ウェブサイトをご確認ください。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご確認ください。)

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(4) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた大学について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※1 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※2 に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3 (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から※4)	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を御参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(5) 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等※及び他の科学技術人材育成費補助事業において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等及び他の科学技術人材育成費補助事業において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

他の競争的資金制度等及び他の科学技術人材育成費補助事業について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和元年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のURLを御覧ください。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の申請に当たり各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和3年1月29日(金)までに、研究機関から文科科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会にて研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文科科学省ウェブサイトをご確認ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。
登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、翌年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(9) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業の研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した取組が選定された後、交付申請手続きの中で、実施責任者※は、本事業の研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

※実施責任者とは、基本的には研究機関の代表者又は本事業における責任者を想定しています。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長

(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(10) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(11) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(12) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.3.31）]

https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_sinkou02-100001873-01.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

(13) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究機関を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

(14) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

(15) 個人情報の取扱い

申請書に含まれる個人情報については、厳重に管理し、文部科学省及び科学技術振興機構の業務遂行に利用します。その他、文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。（e-Rad 利用における個人情報の取扱いについては、e-Rad のシステム利用規約を参照してください。）なお、これらの情報作成のため、各種作業や情報の確認等に協力していただくことがあります。

X. 問合せ先

本事業に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

<事業内容全般・申請書類の作成及び提出に関すること>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課
人材政策推進室 基礎人材推進第一係、第二係

電話：03-6734-4021

E-mail：fellowship@mext.go.jp

また、以下のウェブサイトも参照してください。

[公募情報、公募要領のダウンロード等]

(文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fellowship/1419245_00002.htm

XI. スケジュール (予定)

- ・ 公募開始：令和2年12月25日（金）
- ・ 公募説明会：公募開始後、文部科学省YouTubeにて公開予定
- ・ 申請書類締切：令和3年1月29日（金）
- ・ 書類審査：令和3年2月上旬
(・ 面接審査：令和3年2月中旬)

※面接審査を実施する場合、具体的な日時及び場所は別途周知します。

- ・ 選定結果の通知：令和3年2月上旬
- ・ 交付申請等：令和3年2月中旬
- ・ 事業開始：令和3年3月1日

※年度内の開始は準備事業のみです。本事業の交付申請手続きについては別途ご連絡
します。

※上記スケジュールは予定であり、変更の可能性がありますのでご注意ください。

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません(定義は機関の規程等によるものとします)。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定については、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類は補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。
	委託費	業務の一部の委託に係る経費
	光熱水費	本事業の実施に必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。
	研究専念支援経費	本事業で大学が実施するフェローシップ制度のうち、研究専念支援金に充てる経費。